平成２６年（フ）第１１６８号
横浜市西区久保町19番12号　西横ハイツ202号
破産者　齊藤　和雄
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４号
石川県輪島市鳳至町鳳至丁121番地の20
破産者　大積　善也
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２５年（フ）第４３２９号
大阪市住吉区我孫子東３丁目10番６―706号
破産者　丹羽和久こと　丹羽　和久
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３８２号
大阪市東成区大今里３丁目16番２―603号
破産者　金坂　幸夫
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７４５号
大阪府茨木市三島丘２丁目11番15号
破産者　佐藤　公徳
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７６２号
大阪府枚方市招提中町１丁目28番31―201号
破産者　濵本　妃才
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８７１号
大阪市港区磯路２丁目12番１―316号
破産者　福岡　淑江（旧姓直江）
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８７７号
大阪府東大阪市吉田５丁目８番11号
破産者　岡本　久雄
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３６３号
大阪市平野区加美北５丁目９番５―109号
破産者　渡瀬　誠一
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５９８号
大阪府寝屋川市高柳１―２―19、開始決定時大阪府寝屋川市高柳１丁目２番33―1408号
破産者　藤本　和美（旧姓上田）
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８８３号
大阪市中央区法円坂１丁目１番40―216号
破産者　麻丘　鐘志
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１３３号
堺市西区鳳西町２丁18番地１　ラントシュトラーゼ505号、開始決定時の住所堺市西区鳳東町６丁602番地１　ディークラディア鳳207号
破産者　浅野　剛志
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３２１号
岡山県倉敷市笹沖74番地３　マンションみふね303号、申立時の住所大阪府松原市新堂３丁目５番18号
破産者　田中　克己
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５８号
岡山県真庭市中57番地、住民票上の住所岡山県真庭市中453番地１
破産者　小林　美光
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第６３号
岡山県苫田郡鏡野町西屋167番地
破産者　髙橋　　稔
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第７５号
岡山県倉敷市水江1278番地１　フレグランス水江Ⅰ―201、開始決定時の住所岡山県真庭市野130番地
破産者　生内　千里（亡生内豪相続人）
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第２４１号
広島市安佐南区山本７丁目22番13号　十前方
破産者　中谷　健三
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部